

J L P G A ドーピング防止規程

一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会

目 次

第 1 条	規則の適用	1
第 2 条	ドーピング防止規則違反	2
第 3 条	ドーピングの証明	4
第 4 条	<u>禁止表</u>	5
第 5 条	<u>検査</u>	7
第 6 条	<u>検体</u> の分析	8
第 7 条	結果の管理	8
第 8 条	規律手続	17
第 9 条	個人の成績の自動的失効	21
第 10 条	個人に対する制裁措置	21
第 11 条	不服申立て	27
第 12 条	<u>TUE</u> に関する報告	28
第 13 条	情報開示	28
第 14 条	決定の承認	28
第 15 条	時効	28
第 16 条	改正	28
第 17 条	情報及び通知	29
第 18 条	実施、有効性及び準拠法	29
定義		31

第1条 本規則の適用

1.1 会員及び参加者への適用

- 1.1.1 社団法人日本女子プロゴルフ協会(以下「J L P G A」という。)は、本規則を採択し、これによって本規則は、J L P G Aの会員及び参加者の権利及び義務の一部となる。
- 1.1.2 本規則は、J L P G Aの会員及び参加者に適用される。
- 1.1.3 J L P G Aは、本規則を採択しドーピング防止プログラムを実施する上でのドーピング・コントロール委員会の権限と責任を認識し、ドーピング・コントロール委員会がドーピング・コントロールを実行する権限を認める。J L P G Aの理事会は、ドーピング・コントロール委員会の委員(7名)を指名する。よって同様に、J L P G Aの会員及び参加者は、ドーピング・コントロール委員会のこの権限と責任を認識し、承諾する。
- 1.1.4 J L P G Aはまた、本規則を採択し、自己が管轄し、管理し又はその管理文書やスポーツ規則に従っているすべての競技者に本規則を遵守させるものとする。本規則に従って下された決定、特に、規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構の決定に従うことに同意する。よって同様に、J L P G Aの会員及び参加者は、本規則における不服申立ての権利に従うことを条件として、本規則を遵守し、本規則に従って下された決定に従うことを認識し、承諾する。

1.2 人への適用

- 1.2.1 本規則は、次に掲げるすべての人に適用される。
 - 1.2.1.1 J L P G Aの会員(その居住地は問わない。)
 - 1.2.1.2 参加者
- 1.2.2 未成年者を含む参加者は、J L P G Aが主催、公認、後援する競技会やその他の活動に参加することにより本規則を承諾し遵守するものとみなされる。
- 1.2.3 競技者は次の役割と責任を担う。
 - 1.2.3.1 本規則に精通し、これを遵守すること。
 - 1.2.3.2 検査採取に応ずること。
 - 1.2.3.3 ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - 1.2.3.4 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、本

規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

- 1.2.4 競技者支援要員は次の役割と責任を担う。
- 1.2.4.1 本規則（自己又は自己が支援する競技者に適用されるもの）に精通し、これを遵守すること。
- 1.2.4.2 競技者の検査プログラムに協力すること。
- 1.2.4.3 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。
- 1.2.5 人がドーピング防止規則に違反したことが判明した場合には、ドーピング防止規則違反の結果が適用される。本規則に基づいて制裁措置が講じられた人は、J L P G A又はその他のスポーツ団体における地位にかかわらず、出場停止の全期間にわたって引き続き本規則に従わなければならない。かかる義務には、制裁措置が講じられた人が当該出場停止期間に引退した場合を除き、引き続きドーピング・コントロールに従うことが含まれる。

第2条 ドーピング防止規則違反

ドーピングとは、本規則の第 2.1 項から第 2.7 項に定められている一又は二以上のドーピング防止の規則に対する違反が発生することをいう（以下「ドーピング防止規則違反」という。）。次に掲げるものがドーピング防止規則違反を構成する。

- 2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマークーが存在すること
- 2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマークーの存在が検出された場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、本第 2.1 項に基づくドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことがあったことが示される必要はない。
- 2.1.2 次のいずれかが証明された場合には、上記第 2.1 項に基づくドーピング防止規則違反の十分な証拠となる。競技者の A 検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマークーが存在した場合であって、当該競技者が B 検体の分析を放棄し、B 検体の分析が行われない場合；又は、競技者の B 検体が分析され、B 検体が、A 検体で発見された禁止物質又はその代謝物若しくはマークーの存在を追認した場合

- 2.1.3 禁止表に量的閾値が明記されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマークーの存在が検出された場合には、その量の多少にかかわらず、ドーピング防止規則違反が成立する。
- 2.1.4 本第 2.1 項における原則の例外として、内因的にも生成される禁止物質に対する評価に関する特別の基準を禁止表又は国際基準において定めることができる。

2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

- 2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。ゆえに、禁止物質又は禁止方法の使用についてのドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことがあったことが示される必要はない。
- 2.2.2 禁止物質若しくは禁止方法の使用又はその使用の企てが成功したか否かは重要ではない。ドーピング防止規則違反は、禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又はその使用を企てたことにより成立する。

2.3 本規則において認められた通告を受けた後に、やむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくは検体の採取を行わず、又は他の手段で検体の採取を回避すること

2.4 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること

2.5 禁止物質又は禁止方法を保有すること

- 2.5.1 禁止物質若しくは禁止方法を競技会において競技者が保有し、又は競技会外の検査における禁止物質若しくは禁止方法を競技会外において競技者が保有すること。ただし、当該保有が第 4.3 項 (TUE) の規定に従って付与された治療目的使用の適用除外措置 (TUE) 又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合は、この限りではない。
- 2.5.2 競技者、競技会、又はトレーニングに関係して、禁止物質若し

くは禁止方法を競技会において競技者支援要員が保有し、又は競技会外の検査における禁止物質若しくは禁止方法を競技会外において競技者支援要員が保有すること。ただし、当該保有が第4.3項(TUE)の規定に従って競技者に付与されたTUE又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者支援要員が証明した場合は、この限りではない。

2.6 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること

2.7 競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、競技会外において、競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又はドーピング防止規則違反を伴う形で支援し、奨励し、援助し、教唆し、隠蔽し、若しくはその他の形で違反を共同すること、若しくはこれらを企てること

第3条 ドーピングの証明

3.1 挙証責任及び証明の程度

ドーピング防止規則違反が発生したことを証明する責任は、ドーピング・コントロール委員会が負うものとする。証明の程度は、聴聞パネルが、ドーピング・コントロール委員会の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にドーピング防止規則違反をドーピング・コントロール委員会が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事件について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。ドーピング防止規則違反を犯したと主張された競技者又はその他の人が推定事項に反論し、又は特定の事実や事情を証明するための挙証責任を本規則によって負わされる場合には、証明の程度は、証拠の優越とする。

3.2 事実及び推定事項の証明方法

ドーピング防止規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性のにおける手段により証明される。ドーピング事件においては、次の証明原則が適用される。

3.2.1 WADA認定の分析機関では、分析機関に関する国際基準に基づいて検体の分析及び管理手続を実施しているものと推定される。

競技者又はその他の人は、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような、分析機関における国際基準からの乖離を証明することにより上記の推定に反論できる。競技者又はその他の人が、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような、分析機関における国際基準からの乖離を提示することによって上記の推定に反論しようとする場合には、ドーピング・コントロール委員会は、その乖離が違反が疑われる分析報告の原因ではないことを証明する責任を負う。

- 3.2.2 その他何らかの国際基準又は他のドーピング防止規則からの乖離があっても、違反が疑われる分析報告、又はその他のドーピング防止規則違反が当該乖離を原因とするものではない場合には、これらの結果等は無効にはならない。違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうる上記国際基準又はドーピング防止規則からの乖離を競技者又はその他の人が証明した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではないこと、又はドーピング防止規則違反の根拠となった事実の基礎をもたらしたわけではないことを証明する責任を負う。
- 3.2.3 管轄権を有する裁判所又は専門的な裁決機関により下され、それについて不服申立てがなされていない決定によって証明された事実については、競技者又はその他の人が、当該決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、競技者又はその他の人につて反証できない証拠となる。
- 3.2.4 聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上で要請の後に、（直接又は審判機関の指示に基づき電話により）聴聞会に出頭し、かつ、聴聞パネル又はドーピング防止規則違反を主張するドーピング・コントロール委員会からの質問に対して回答することについて、競技者又はその他の人がこれを拒絶した場合には、聴聞パネルは、その事実を根拠として、ドーピング防止規則に違反した旨主張された競技者又はその他の人に対して不利益となる推定を行うことができる。

第4条 禁止表

4.1 禁止表の適用

- 4.1.1 本規則は、WADA規程第4.1項に規定されているとおり、WADAにより公表され、改定される禁止表を組み入れる。

4.2 禁止表において特定される禁止物質及び禁止方法

4.2.1 禁止物質及び禁止方法

禁止表又は改定において別段の定めがない限り、禁止表及びその改定は、WADAにより公表された3ヶ月後に、ドーピング・コントロール委員会による特別の行為を要さずに、本規則のもとで有効となる。

4.2.2 特定物質

第10条（個人に対する制裁措置）の適用にあたり、すべての禁止物質は、(a)蛋白同化薬及びホルモンの各分類、並びに(b)禁止表に明示された興奮薬、及びホルモン拮抗薬及び調節薬を除き、「特定物質」とされる。禁止方法は特定物質とはされない。

4.3 治療目的使用

4.3.1 禁止物質又は禁止方法の使用をする旨の診断書を有する競技者は、先ずTUEを取得しなければならない。禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること（第2.1項）、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること（第2.2項）、禁止物質又は禁止方法を保有すること（第2.5項）、又は、禁止物質若しくは禁止方法の投与又はこれらの行為を企てること（第2.7項）は、治療目的使用の除外措置に関する国際基準に基づき定められたTUEに関する条項に合致する限りにおいて、ドーピング防止規則違反とはみなされない。

4.3.2 競技者は、TUE委員会によって付与又は承認されたTUEを取得しなければならない。TUEを申請する場合には、速やかに、かつ、緊急の場合を除き、当該競技者が競技会に参加する30日前までに行われなければならない。

4.3.3 TUE委員会によるTUEの付与は、ドーピング・コントロール委員会に報告されるものとする。

4.3.4 ドーピング・コントロール委員会は、3名以上の医師から構成される委員会を指名し、TUEの申請を検討させる（以下「TUE委員会」という。TUE委員会がTUEの申請を受領した場合、TUE委員会の委員長はTUE委員会の中から一人又は複数の構成員を指名し（委員長を含むこともできる。）、かかる申請を検討するものとする。TUEの申請につき指名されたTUE委員会の委員は、治療目的使用の除外措置に関する国際基準に従つて速やかに当該TUEの要求を審査し、決定を下す。当該決定は

ドーピング・コントロール委員会の最終決定とされる。

- 4.4** ドーピング・コントロール委員会は、JADA又は他のドーピング防止機関が付与した **TUE**を承認することができるものとする。

第5条 検査

5.1 検査の権限

すべての競技者は、当該競技者が参加する競技会の検査の対象となる。
出場停止期間にある競技者、又は暫定的出場停止期間にある競技者を含む、すべての競技者は、時と場所、事前通告の有無を問わず、競技会外の検査の対象となる。

5.2 ドーピング・コントロール委員会の検査責任

ドーピング・コントロール委員会は、ドーピング・コントロール委員会により又はドーピング・コントロール委員会のために行われるすべての検査の監督を含む検査配分計画の実施につき責任を有するものとする。
当該検査は、ドーピング・コントロール委員会の構成員又はドーピング・コントロール委員会によって権限を与えられた有資格者により実施することができる。

5.3 検査基準

ドーピング・コントロール委員会により実施される検査は、その時点で有効な検査に関する国際基準に実質的に適合した形で実施される。

5.4 競技会における検査

国内競技会における、ドーピング・コントロールに関する検体の採取については、ドーピング・コントロール委員会がこれを開始し、監督する。

5.5 未成年者の検査

本規則に基づいて未成年者を検査するためには、当該未成年者に対して法的責任を負っている人が事前に同意をしていることが必要である。当該未成年者がJLPGAが主催、公認、後援する競技会やその他の活動に参加した場合には、当該事前同意があったものとみなされる。

第6条 検体の分析

本規則に基づき採取されたドーピング・コントロールの検体は、次の原則に従つて分析されるものとする。

6.1 認定分析機関の使用

ドーピング・コントロール委員会は、分析のためのドーピング・コントロールの検体を、WADA認定分析機関又はWADAにより認定されたその他の方法に供するためにのみ送付するものとする。検体分析のために使用されるWADA認定分析機関（又はWADAにより認定されたその他の分析機関若しくは方法）の選択は、ドーピング・コントロール委員会が独自に行うものとする。

6.2 検体の採取及び分析の目的

検体の分析は、禁止表において特定されている禁止物質及び禁止方法の検出、並びにWADA規程の第4.5項に定められている監視プログラムに従ってWADAが定めるその他の物質の検出、又は、ドーピング・コントロール委員会が、競技者の尿、血液若しくはその他の基質に含まれる関係するパラメータについて、ドーピング防止を目的としてDNA検査及びゲノム解析を含む検査をすることの支援を目的として行われるものとする。

6.3 検体の研究

競技者から書面による同意を得ない限り、第6.2項に記載された目的以外に検体を使用することはできない。（競技者の同意を得て）第6.2項に記載された目的以外の目的で使用された検体は、そこから特定の競技者にたどり着くことができないように、個人を特定する手段がすべて取り除かなければならない。

6.4 検体分析及び報告の基準

分析機関は、分析機関に関する国際基準に基づいてドーピング・コントロール用の検体を分析し、その結果を報告するものとする。

第7条 結果の管理

7.1 分析結果及び遵守義務の不履行が疑われる報告

7.1.1 ドーピング・コントロール委員会は、分析機関からの分析結果を、郵便、セキュア・モードで送信されるファクシミリ、手渡

しにより受け取る。

- 7.1.2 ドーピング・コントロール委員会は、ドーピング・コントロールに関わる検査員（以下「DCO」という。）の報告書を、検体採取時のその他の書類と共に、郵便、セキュア・モードで送信されるファクシミリ、手渡しにより受け取る。

7.2 陰性分析結果

- 7.2.1 ドーピング・コントロール委員会は、ドーピング・コントロール関連書類から、検体が陰性分析結果を示した競技者を特定する。
- 7.2.2 ドーピング・コントロール委員会は、請求された場合、陰性分析結果を競技者又はその代理人に通知することができる。ただし、検体が安全に保管されている限り、ドーピング・コントロール委員会は、更なる検査を実施する可能性を留保する。
- 7.2.3 ドーピング・コントロール委員会は、陰性分析結果の通知と共に検体採取時のすべての関連書類を最低8年間保存する。

7.3 違反が疑われる分析報告

7.3.1 最初の検討

- 7.3.1.1 違反が疑われる分析報告を受取った場合には、ドーピング・コントロール委員会は、検体採取セッション（ドーピング・コントロール関連書類、DCOの報告書及びその他の記録を含む。）及び分析機関の分析に関するすべての書類に不備があるか否かを検討する。

- 7.3.1.2 当該書類に不備があった場合には、ドーピング・コントロール委員会は、当該不備が違反が疑われる分析報告の有効性を損ねていると判断されるか否かを決定する。

- 7.3.1.3 不備が違反が疑われる分析報告の有効性を損ねていると合理的に判断された場合には、ドーピング・コントロール委員会は、検査結果の無効を宣言する。

- 7.3.1.4 不備による検査無効が宣言された場合には、ドーピング・コントロール委員会は、競技者に対する再検査の予定を組むことができる。

- 7.3.1.5 検査結果無効を宣言した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、直ちにその旨を当該競技者、JL

P G Aの理事会に通知する。

7.3.2 更なる調査

- 7.3.2.1 検体において禁止物質（例えば内因性物質）の存在が示され、ドーピング防止規則違反の判断をするために更なる調査が必要とされた場合には、ドーピング・コントロール委員会は、競技者にドーピング防止規則違反が発生した旨を主張する通知を発送する前に、調査を実施することができる。
- 7.3.2.2 分析機関が尿中のテストステロンのエピテストステロンに対する比率が 4 対 1 を超えて存在することを報告した場合には、当該比率が生理学的又は病理学的な状態によるか否かを判断するため更なる調査が義務付けられる。当該調査には、過去の検査、その後の検査、内分泌学的調査の結果、又は CIRMS 分析の検討が含まれる。過去の検査結果を利用できない場合には、競技者は、内分泌物検査を受けるか、3 ヶ月の期間内に少なくとも毎月 1 回の事前通告無しで行なわれる検査を受けなければならない。
- 7.3.2.3 ドーピング・コントロール委員会は、調査を実施するために、必要に応じ分析機関及びその他の科学上又は医学上の専門知識の支援を要請することができるが、その際競技者の身元を明らかにしてはならない。
- 7.3.2.4 ドーピング・コントロール委員会は、競技者のドーピング検査歴が調査の参考になると判断した場合であつて、当該情報を所持していないときには、当該競技者に対して、ドーピング検査歴が要求されることを書面により通知し、同時に、当該要求の理由を明らかにする。当該競技者は、当該通知受領後 7 日以内に自己のドーピング検査歴の詳細をドーピング・コントロール委員会に送付する。
- 7.3.2.5 ドーピング・コントロール委員会は、更なる調査手続がドーピング防止規則違反を証明しているか否かについて最終検討を行う。当該検討の際、ドーピング・コントロール委員会は、分析機関における分析結果及び医学に関する助言を考慮に入れるものとする。ドーピング・コントロール委員会は、更なる調査の結果の解

釈について支援を受けるため分析機関及びその他の専門家から意見を求めることができる。

7.3.2.6 当該調査により、違反が疑われる分析報告が生理学的又は病理学的状態によるものであり、ドーピング防止規則違反によるものではないとドーピング・コントロール委員会が判断した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、競技者にその旨を通知するものとし、かつ、違反が疑われる分析報告に関連した更なる措置は講じられないものとする。

7.3.2.7 当該調査によりドーピング防止規則違反が証明されたとドーピング・コントロール委員会が判断した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、違反が疑われる分析報告に関する本規則に従った手続・措置を講ずるものとする。

7.3.3 TUE

7.3.3.1 TUEに関する国際基準に従って TUEが付与された禁止物質又は禁止方法の存在が分析により明らかになった場合には、更なる措置を講ずる必要はない。

7.3.3.2 TUEに関する国際基準に従って TUEが競技者に付与されているが、検体中の禁止物質の水準が TUEと合致しない場合には、ドーピング・コントロール委員会は、A 検体の違反が疑われる分析報告に関する本規則に従った手續・措置を講ずる。

7.3.3.3 競技者が TUEに関する国際基準に従って TUEを付与されていない場合には、ドーピング・コントロール委員会は、A 検体の違反が疑われる分析報告に関する本規則に従った手續・措置を講ずる。

7.3.3.4 競技者が ドーピング・コントロールの過程でその他の医学的情報を提出したという事実があったとしても、ドーピング・コントロール委員会は、違反が疑われる分析報告に関する本規則に従った手續・措置を講じなければならない。

7.3.4 最初の検討を行った後の通知

7.3.4.1 違反が疑われる分析報告が、その有効性を損ねる不備によるものではなく、また適用のある TUEも付与されていないとドーピング・コントロール委員会が判断し

た場合には、ドーピング・コントロール委員会は、競技者に対して、当該違反が疑われる分析報告を書面により通知する。当該通知には、次に掲げる詳細が記載されるものとする。

- a) 競技者の氏名及び国
- b) 検体採取の日付
- c) A 検体で違反が疑われる分析報告が報告された旨及びA 検体の中で特定された禁止物質の詳細
- d) 本規則に従って、違反したと主張されたドーピング防止規則
- e) 想定されるドーピング防止規則違反の結果
- f) 競技者は、B 検体の分析を速やかに要求できる権利を有すること。当該要求を行わなかった場合には、B 検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされ、ドーピング防止規則違反の証拠として A 検体の検査結果が使用されること。
- g) 競技者又はドーピング・コントロール委員会が B 検体の分析を要求した場合に B 検体の分析が行なわれる日時及び場所
- h) B 検体の検査が要求された場合には、競技者又は競技者の代理人は、分析機関に関する国際基準において規定された期間内に行なわれる当該 B 検体の開封と分析に立会う機会を有すること。
- i) 競技者は、分析機関に関する国際基準によって必要とされる情報を含む、A 検体及びB 検体の分析機関報告書の写しを要求する権利を有すること
- j) 競技者は、ドーピング防止規則に違反したと主張されていることに対して意見及び見解を述べる権利を有していること。
- k) 第 7.6 項の規定に従って暫定的出場停止が課される場合には、当該暫定的出場停止、暫定聴聞会、又は簡易聴聞会の詳細
- l) 競技者は、主張されているドーピング防止規則違反及びドーピング防止規則違反の結果を認めることにより聴聞会に参加する権利を放棄する権利を有すること。

7.3.4.2 暫定的出場停止（第 7.6 項参照）が課される競技会において、又はその他の急を要する場合には、上記詳細は、競技者及びその他の関係機関にまずは口頭で通知され、その後可及的速やかに書面により通知されるといった通知方法を採用することができる。

7.3.5 B検体の分析

7.3.5.1 競技者又はドーピング・コントロール委員会が B検体の分析を行うことを決定した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、分析機関に連絡し、B検体の検査の日時を確認する。

7.3.5.2 ドーピング・コントロール委員会は、競技者又はドーピング・コントロール委員会が B検体の分析を要求した後 5 営業日以内に、B検体分析の日時を競技者に通知する。

7.3.5.3 B検体分析の日時は、競技者、ドーピング・コントロール委員会及び分析機関の合意により延期することができる。

7.3.5.4 競技者又は競技者の代理人は、B検体の特定、開封及び分析に立会う機会を有すること。

7.3.5.5 競技者及びその代理人のいずれもが B検体の確認、開封及び分析に立会わない場合には、ドーピング・コントロール委員会又は分析機関は、独立した人を指名して立会わせる。

7.3.5.6 B検体は、A検体と同じ分析機関で取り扱われるが、検査は、A検体とは別の分析者によって実施される。

7.3.5.7 B検体の分析結果が A検体の分析結果を追認しない場合には、ドーピング・コントロール委員会は、検体は陰性と宣言され、更なる措置を講ずることはない旨を競技者に通知する。暫定的出場停止が課されている場合には、第 7.6.4 項を参照すること。

7.3.5.8 B検体の分析結果が A検体の違反が疑われる分析報告を追認した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、違反が疑われる分析報告に関する本規則に従った手続・措置を引き続き講じる。

7.4 その他のドーピング防止規則違反

7.4.1 最初の検討

- 7.4.1.1 ドーピング防止規則違反の可能性を示している DCO の報告書又はその他の関係する書類を受取った場合には、ドーピング・コントロール委員会は、当該事件に関するすべての書類に対して不備があるか否かを検討する。
- 7.4.1.2 当該書類に不備があった場合には、ドーピング・コントロール委員会は、当該不備によりドーピング防止規則違反の可能性が減じられると合理的に判断されるか否かを判断する。
- 7.4.1.3 不備がドーピング防止規則違反の可能性を減じていると合理的に判断された場合には、ドーピング・コントロール委員会は、DCO の報告書を更には吟味しない。
- 7.4.1.4 ドーピング・コントロール委員会が DCO の報告書を更には吟味しないと決定した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、直ちにその旨を J L P G A の理事会に通知する。
- 7.4.1.5 競技者又は競技者支援要員は、ドーピング防止規則違反の可能性に関する意見を提出することができる。ドーピング・コントロール委員会は、ドーピング防止規則違反の可能性がある旨の通知を当該競技者又は競技者支援要員に対して発送すべきか否かを検討する際に、当該意見を考慮に入る。

7.4.2 最初の検討を行った後の通知

- 7.4.2.1 ドーピング防止規則違反の可能性を示している DCO の報告書又はその他の関係する書類の不備について、ドーピング防止規則違反の可能性に影響を与えるものではないとドーピング・コントロール委員会が判断した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、競技者に対して、当該ドーピング防止規則違反の可能性を書面により通知する。当該通知には、次に掲げる詳細が記載されるものとする。
- 競技者又は競技者支援要員の氏名及び国
 - 特定のドーピング防止規則違反を示している、DCO の報告書又はその他の関係する書類の概要
 - 違反したと主張されたドーピング防止規則
 - 想定されるドーピング防止規則違反の結果

- e) 競技者又は競技者支援要員は、ドーピング防止規則違反の可能性に関する意見を提示する権利を有すること。
- f) 第 7.6 項の規定に従って暫定的出場停止が課される場合には、当該暫定的出場停止、暫定聴聞会又は簡易聴聞会
- g) 競技者は、主張されているドーピング防止規則違反及びドーピング防止規則違反の結果を認めることにより聴聞会に参加する権利を放棄する権利を有すること。

7.4.2.2 暫定的出場停止（第 7.6 項参照）が課される競技会において、又はその他の急を要する場合には、上記詳細は、競技者又は競技者支援要員及びその他の関係機関にまずは口頭で通知され、その後可及的速やかに書面により通知されるといった通知方法を採用することができる。

7.5 競技者の身元

- 7.5.1 ドーピング・コントロール委員会は、その検体が違反が疑われる分析報告又はドーピング防止規則違反の可能性を示したすべての競技者をドーピング・コントロール関連書類又はその他の関連書類から特定する。
- 7.5.2 競技者又は競技者支援要員の身元の秘密性は、本規則で明示する場合を除き、結果の管理の全過程において保持されなければならない。ドーピング防止規則違反が疑われた、競技者又はその他の人のみが通知を受けるものとする。J L P G Aには、最初の検討を行った後の通知（第 7.3.4 項参照）が完了した後に通知するものとする。

7.6 暫定聴聞会と出場停止

- 7.6.1 競技者が第 7.3.4 項又は第 7.4.2 項の規定に従って最初の検討を行った後に送付される通知を受取った後、ドーピング・コントロール委員会は、当該競技者に暫定的出場停止を課すことができる。
- 7.6.2 暫定的出場停止が競技者に課される場合には、ドーピング・コントロール委員会は、次に掲げるいずれかの聴聞会を開催する。

- a) 暫定的出場停止を課す前の暫定聴聞会
 - b) 暫定的出場停止を課した後可及的速やかに（10日以内に）開催される暫定聴聞会。書面による通知によって延期することができる。
 - c) 暫定的出場停止を課した後可及的速やかに開催される簡易聴聞会
- 7.6.3 聽聞会に関する指針については、別途定めることができる。
- 7.6.4 A 検体の違反が疑われる分析報告に関連して暫定的出場停止が課され、競技者又はドーピング・コントロール委員会が要求したB 検体の分析を実施し、B 検体の分析結果がA 検体の分析結果を追認しなかった場合には、暫定的出場停止は直ちに取り消される。
- 7.6.5 ドーピング防止規則違反の可能性を示している、DCO の報告書又は関係する書類に関して暫定的出場停止が課され、競技者又は競技者支援要員が意見を提示した後に、ドーピング・コントロール委員会がドーピング防止規則違反はなかったと判断した場合には、直ちに暫定的出場停止は取り消される。
- 7.6.6 暫定的出場停止により競技者が競技会の出場資格を失ったが、第 7.6.4 項又は第 7.6.5 項の規定に従って暫定的出場停止が取り消され、その時点で当該競技会にその他の影響を与えることなく当該競技者が当該競技会に出場することが可能な場合には、当該競技者は、当該競技会に出場できるものとする。
- 7.6.7 ドーピング・コントロール委員会がドーピング防止規則違反はなかったと宣言した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、直ちに J L P G A の理事会にその旨を通知しなければならない。

7.7 ドーピング防止規則違反の主張

- 7.7.1 違反が疑われる分析報告が提出され、かつ、
- a) 第 7.3.1 項の規定に従って不備による検査結果の無効が宣言されることなく、
 - b) 禁止物質の存在が、第 4 条の規定に従って付与された TUE の内容と合致せず、
 - c) 競技者が B 検体の分析を要求しなかったか、又は第 7.3.5 項の規定に従って B 検体の分析が実施され、A 検体の違反が疑われる分析報告が追認され、

- d) 第7.3.2項の規定に従って、実施された更なる調査によりドーピング防止規則違反の可能性があると結論づけられ、かつ、
 - e) 競技者が当該検査の有効性に関する情報又は証拠（更なる調査を要求する根拠となるもの）を提供しなかった場合、ドーピング・コントロール委員会は、ドーピング防止規則違反があったと主張するものとする。
- 7.7.2 ドーピング・コントロール委員会がドーピング防止規則違反があつたと主張した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、当該人、J L P G Aの理事会に当該主張を書面により通知する。
- 7.7.3 ドーピング・コントロール委員会がドーピング防止規則違反があつたと主張した場合には、ドーピング・コントロール委員会は、規律パネルにその主張を通知し、第8条の規定及び適用のある指針に従つて聴聞会が開催されるようにする。ドーピング・コントロール委員会は、当該主張に關係するすべての関連書類を規律パネルに提供する。
- 7.7.4 当該人は、ドーピング防止規則違反があつたという主張に關係するすべての関連書類の写しを入手する権利を有する。ドーピング・コントロール委員会は、要求に基づき、当該写しを当該人又はその代理人に提供する。

第8条 規律手続

8.1 規律パネル委員の指名

- 8.1.1 J L P G Aの理事会は、規律パネル（以下「規律パネル」といふ）の委員を指名する。当該委員の構成は次のとおりとする。
- a) 5年以上の適格な経験を有する法律家
 - b) 5年以上の適格な経験を有する医師
 - c) 有識者
- すべての委員は、公正に、偏りなく、独立して聴聞が行えるものとして指名される。委員の互選により委員長1名が選出される。
- 8.1.2 各委員の任期は2年とする。
- 8.1.3 委員が死亡又は退任した場合には、J L P G Aの理事会は、独立した者を委員として指名し、その欠員を補充することができる。指名された当該委員の任期は、欠員の原因となった元の委員の任期の残期間とする。

8.1.4 J L P G Aの理事会は、委員を再指名することができる。

8.2 規律パネルの権限

8.2.1 規律パネルは、本規則に従って、委ねられた事件に起因するすべての問題について聴聞を行い、判断を下す権限を有する。特に、本規則に従って課されるべきドーピング防止規則違反の結果を決定する権限を有する。

8.2.2 規律パネルは、公正に、偏りなくその機能を果たすものとする。

8.2.3 規律パネルは、その機能を果たす上で必要とされ、またこれに付随するすべての権限を有する。

8.2.4 規律パネルによる最終決定又はこれにより課されるドーピング防止規則違反の結果は、いかなる理由によつても、日本スポーツ仲裁機構以外の裁判所、仲裁人、審判機関又はその他の聴聞機関によって破棄され、変更され、又は無効とされることはないものとする。当該理由には、瑕疵、不備、不作為又は本規則で定めている手続からの逸脱を含む。

8.3 規律パネルによる聴聞会

8.3.1 第7条（結果の管理）に定められている結果の管理の手続を経た上で本規則に対する違反が発生した可能性があるとされた場合には、ドーピング・コントロール委員会は、当該事件を規律パネルに委ね、規律パネルは、本規則に対する違反が発生したか否かを判断し、もし違反が発生したとすればいかなる結果が課されるべきかを判断する。

8.3.2 規律パネルの委員長は、個別事件につき聴聞を行い、判断を下すために3名以上の委員を規律パネルの委員の中から指名する。当該3名以上の委員は、長として聴聞会の議事を進行させる者、1名以上の医師、及び1名以上の法律家により構成される。聴聞会を実施する委員(本第8.3.2項の規定に従い構成される委員)からなるパネルを以下「聴聞パネル」という。

8.3.3 聽聞パネルの委員は、当該事件に従前の関与がなかった者でなければならない。各委員は、指名された際に、当該事件の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、当該事情を聴聞パネルの長に開示しなければならない。

8.3.4 競技者又はその他の人は、書面により聴聞会に参加する権利を

放棄し、本規則に違反したことを認め、ドーピング・コントロール委員会から通知を受けた、第 9 条（個人の成績の自動的失効）及び第 10 条（個人に対する制裁措置）に適合した結果を受入れることにより聴聞会を回避することができる。

- 8.3.5 規律パネルは、聴聞パネルの必要に応じて、当該聴聞パネルを支援させ又はこれに対し助言させるために専門家を指名する完全な裁量権を有する。
- 8.3.6 J L P G Aは、規律パネルの聴聞会にオブザーバーとして参加する権利を有する。
- 8.3.7 本条の規定に従って開催される聴聞会は、迅速に実施され、終結されるべきであり、全事件について、第 7 条（結果の管理）に定められている結果の管理の手続の完了時から 3 ヶ月以内に終結されるものとする。ただし、例外的な事情がある場合はこの限りではない。
- 8.3.8 当事者間で別に合意がある場合を除き、規律パネルは、
- 8.3.8.1 通知日から14日以内に聴聞会を開始し、
 - 8.3.8.2 通知日から20日以内に決定を書面により発表し、
 - 8.3.8.3 通知日から30日以内に当該決定の理由を書面により発表する。

8.4 規律パネル の手続

- 8.4.1 規律パネル及び聴聞パネルは、本規則に従って必要手続を定める権限を有する。
- 8.4.2 規律パネルの聴聞会は、ドーピング・コントロール委員会及び当該取り扱われている事件の当事者である人が公開で行われることに合意しない限り、非公開で実施される。
- 8.4.3 ドーピング・コントロール委員会は、規律パネルの前で、当事者である人に対する事件について主張を行うものとし、ドーピング・コントロール委員会が要請した場合には、J L P G Aは、ドーピング・コントロール委員会を支援するものとする。
- 8.4.4 当該取り扱われている事件の当事者である人は、主張されたドーピング防止規則違反及びその結果に関して意見を述べる権利を有する。
- 8.4.5 通知受領後に当事者又はその代理人が聴聞会に参加しなかった場合には、当該当事者又はその代理人は、聴聞会に参加する権利を放棄したとみなされる。合理的理由がある場合には、当該

- 権利は回復させることができる。
- 8.4.6 各当事者は、自費で聴聞会に代理人を立てる権利を有する。
- 8.4.7 各当事者は、聴聞パネルが必要とした場合には、通訳を入れる権利を有するものとする。聴聞パネルは、通訳者の身元を確認し、その費用の負担は通訳を依頼した当事者が全額負担するものとする。
- 8.4.8 聽聞手続の各当事者は、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提示する権利を有する（電話による証言、又はファクシミリ、電子メール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否かは、聴聞パネルの自由裁量による。）。
- 8.4.9 ドーピング防止規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある手段により証明される。聴聞パネルは、伝聞証拠を含む適合すると考えられる証拠を受理し、自由心証により証拠を評価する権利を有する。
- 8.4.10 聽聞パネルは、聴聞会を延会又は休会とすることができます。
- 8.4.11 聽聞パネルは、聴聞手続の当事者の要求により、又は自己の発意に基づいて、聴聞手続の一又は二以上の当事者に対して、聴聞会開催前に、召喚予定の証人を含む、当該当事者が聴聞会で提示する予定の、当該事件の更なる詳細を、聴聞パネル又は他当事者に対して提示することを要求できる。当該要求を受けた当事者は、当該指示に従うものとする。
- 8.4.12 当事者である人が聴聞パネルの要請又は指示に従わなかったとしても、聴聞パネルによる聴聞会進行が妨げられることはないものとする。当該指示等に従わなかったという事情は、聴聞パネルが決定を下す上での判断材料とすることができます。
- 8.4.13 聽聞会の内容は記録され、ドーピング・コントロール委員会は聴聞会のすべての記録を所持し保存する。

8.5 規律パネルの聴聞パネルによる決定

- 8.5.1 聽聞パネル決定の審議は、非公開で行われる。
- 8.5.2 聽聞パネルの決定は多数決による。理由書においては、少数意見又は反対意見についても言及される。
- 8.5.3 聽聞パネルの決定は文書化され、日付及び署名が付される。聴聞会を迅速に終結させるため、第8.3.8項に概略が掲げられている日程に従い、聴聞パネルの決定は理由書を示さずに言渡すこと

とができる。出場停止期間が第 10.3.1 項（過誤又は過失がないこと）に基づいて取り消されるか、又は第 10.3.2 項に基づいて短縮された場合には、当該決定においては、当該取消し又は短縮の根拠を説明するものとする。

8.5.4 聴聞パネルの決定は、当該手続の当事者、J L P G A の理事会に対し、当該決定が下された後可及的速やかに通知される。

8.5.5 第 11 条（不服申立て）の規定のとおり、聴聞パネルの決定については、不服申立てをすることができる。

第9条 個人の成績の自動的失効

競技会検査に関してドーピング防止規則違反があった場合には、当該競技会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該競技会において獲得された賞金及び副賞の剥奪を含むドーピング防止規則違反の結果が課される。

第10条 個人に対する制裁措置

10.1 禁止物質及び禁止方法に関する出場停止措置を課すこと

ドーピング防止規則違反に対しては、以下の制裁が適用されるものとする。

① 1 回目の違反に対しては 1 年間の出場停止

J L P G Aが関わる全てのトーナメント（主催・公式・公認・特別公認・後援競技）、プロテスト、クオリファイングトーナメント（以下、これらをまとめて「トーナメント等」という。）に 1 年間出場並びにトーナメント等が行われる会場及びその関連施設に入場すること（以下、これらを総称して「出場等」という。）ができない。ただし、トーナメント等への出場以外の会員としての活動は行うことができる。

② 2 回目の違反（1 回目の違反に対して第 10.2 項に定める制裁措置が課された場合を含む。）に対しては 2 年間の出場停止

J L P G Aが関わる全てのトーナメント等に 2 年間出場等することができない。ただし、トーナメント等への出場以外の会員としての活動は行うことができる。

③ 3 回目の違反（1 回目又は／及び 2 回目の違反に対して第 10.2 項に定める制裁措置が課された場合を含む。）に対しては永久追放とするものとする。

J L P G Aが関わる全てのトーナメント等には永久に出場等することができない。ただし、トーナメント等への出場以外の会員としての活動は行うことができるが、重大な違反と判断された場合は、J L P G A は必要

な手続を経た上で、会員資格を永久に剥奪（除名）することができる。

10.2 特別な事情の下での特定物質の利用に関する出場停止期間の取消し又は短縮

10.2.1 競技者又はその他の人が、自己の体内に特定物質がいかに入り、又はいかに保有するに至ったかを証明でき、かつ、特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明できる場合には、第 10.1 項に定められている出場停止期間は、次のとおり置き換えられるものとする。

- ① 1回目の違反 – J L P G Aが関わる全てのトーナメント等における出場停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、出場停止期間 1 年間を最高とする措置とする。ただし、トーナメント等への出場以外の会員としての活動は行うことができる。
- ② 2 回目の違反（1 回目の違反に対して第 10.1 項に定める制裁措置が課された場合を含む。） – J L P G Aが関わる全てのトーナメント等における出場停止期間 1 年間を最低限とし、出場停止期間 2 年間を最高とする措置とする。ただし、トーナメント等への出場以外の会員としての活動は行うことができる。
- ③ 3 回目の違反（1 回目又は／及び 2 回目の違反に対して第 10.1 項に定める制裁措置が課された場合を含む。） – J L P G Aが関わる全てのトーナメント等における出場停止期間 2 年間を最低限とし、永久追放を最高とする措置とする。ただし、トーナメント等への出場以外の会員としての活動は行うことができる。永久追放とされ、かつ、重大な違反とされた場合には、J L P G A は必要な手続を経た上で、会員資格を永久に剥奪（除名）することができる。

10.2.2 出場停止期間の取消し又は短縮を正当化するため、競技者又はその他の人は、自己の証言に加え、競技力を向上させる目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければならない。競技者又はその他の人の過誤の程度は、出場停止期間の短縮を算定する上で考慮する基準となる。

10.3 例外的事情を理由とする、出場停止期間の取消し又は短縮

10.3.1 過誤又は過失がないこと

個別事件において、競技者が自己に過誤又は過失がないことを証明した場合には、その証明がなければ適用された出場停止期間は取り消される。第 2.1 項（禁止物質が存在すること）に違反して、競技者の検体に禁止物質又はそのマーカー若しくはその代謝物が検出された場合には、競技者は、出場停止期間を取り消すためには、自己の体内に禁止物質がいかに入ったかを証明しなければならない。

10.3.2 重大な過誤又は過失がないこと

個別事件において、競技者又はその他の人が自己に重大な過誤又は過失がないことを証明した場合には、当該証明がなければ適用された出場停止期間を短縮することができる。ただし、短縮された後の出場停止期間は、当該証明がなければ適用された出場停止期間の 3 分の 1 を下回ることはできない。当該証明がなければ適用された出場停止期間が永久である場合には、本第 10.3.2 項に基づく短縮後の期間は、4 年間を下回ることはできない。第 2.1 項（禁止物質が存在すること）に違反して競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが検出された場合には、競技者は、出場停止期間を短縮するためには、自己の体内に禁止物質がいかに入ったかを証明しなければならない。

10.3.3 その他の証拠がない場合におけるドーピング防止規則違反の自白

ドーピング防止規則違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前に（又は、第 2.1 項以外のドーピング防止規則違反事件において、第 7 条に従って自白された違反に関する最初の通知を受け取る前に）、競技者又はその他の人が任意にドーピング防止規則違反を自白し、当該自白が、自白の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、出場停止期間を短縮することができる。ただし、短縮された後の出場停止期間は、当該事情がなければ適用された出場停止期間の半分を下回ることはできない。

10.3.4 競技者又はその他の人が、本条における一以上の規定に基づき、制裁措置の短縮の権利を証明した場合

当該事情がなければ適用された出場停止期間は、第10.3.2 項又は第10.3.3項における短縮又は猶予の適用前に、第10.2 項に従って決定されるものとする。競技者又はその他の人が出場停止期間の短縮又は猶予の権利を第10.3.2 項及び第10.3.3 項の双方の規定に基づき証明した場合には、出場停止期間は、短縮又は猶予される。ただし、短縮又は猶予された後の出場停止期間は、当該事情がなければ適用された出場停止期間の4 分の1を下回ることはできない。

10.4 検体採取又はドーピング・コントロール規則違反後の競技会における成績の失効

陽性検体が採取された日又はその他のドーピング防止規則違反の発生した日から、暫定的出場停止又は出場停止期間の開始日までに獲得されたすべての競技成績は、公正性の観点から別段の措置を要する場合を除き、失効し、その結果として、当該競技会において獲得された賞金、副賞等の剥奪を含むドーピング防止規則違反の結果が課される。

10.5 出場停止期間の開始

10.5.1 以下に定める場合を除き、出場停止期間は、聴聞パネルが出場停止を定める決定を下した日、又は聴聞会に参加する権利が放棄された場合には、出場停止措置を受け入れた日若しくは別途出場停止が課された日を起算日として開始される。

10.5.2 暫定的出場停止（強制的に課されたものであるのか、自発的に受け入れられたものであるのかは問わない。）に服した期間は、服すべき出場停止期間に算入される。

10.5.3 聴聞手続又はドーピング・コントロールの各局面において競技者又はその他の人の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合には、規律パネルは、最大で、検体採取の日又は直近のその他のドーピング防止規則違反の発生日のいずれかまで出場停止期間の開始日を遡及させることができる。

10.5.4 適時の自白

競技者又はその他の人が、ドーピング防止規則違反に問われた後、速やかに（競技者にとっては、どのような場合であっても競技者

が再度競技に参加する前に) ドーピング防止規則違反を自白した場合には、最大で、検体採取の日又は、直近のその他のドーピング防止規則違反の発生日のいずれかまで出場停止期間を遡及させることができる。ただし、いずれの事例においても、本条が適用される場合には、競技者又はその他の人は少なくとも出場停止期間の半分を、競技者又はその他の人が制裁措置の負担を受け入れた日、又は制裁措置を賦課する聴聞パネルが決定を下した日の後に服するものとする。

10.5.5 競技者に暫定的出場停止が課され、かつ、当該競技者がこれを遵守した場合、当該競技者は最終的に課される出場停止期間から、当該暫定的出場停止期間の控除を受けるものとする。

10.5.6 競技者が、書面により、暫定的出場停止を自発的に受け入れ、その後競技への参加を控えた場合には、当該競技者は最終的に課される期間から、自発的な暫定的出場停止期間の控除を受けるものとする。競技者の自発的な暫定的出場停止の受入れを証する書面の写しは、潜在的なドーピング防止規則違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。

10.5.7 出場停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加したか否かにかかわらず、暫定的出場停止又は自発的な暫定的出場停止の発効日以前の期間に対しては与えられない。

10.6 出場停止期間中の地位

10.6.1 本規則に基づく出場停止期間中の競技者は全て、J L P G Aが主催、公認、後援する競技会やその他 J L P G Aの活動に参加することはできない。これには、他の競技者のキャディやコーチとしての参加などを含むがこれに限られない。

10.6.2 前項に加え、出場停止期間中の競技者は、海外のゴルフ団体が主催する女子プロゴルフトーナメントに参加してはならない。海外のゴルフ団体によるドーピング検査で出場停止期間中の競技者は、トーナメント等に参加することはできない。

10.6.3 競技者又は競技者支援要員が前2項の禁止事項に違反した場合、当該競技者又は競技者支援要員の出場停止期間を5割延長し、当該競技会の成績は自動的に失効し、その結果として、当該競技会において獲得された賞金及び副賞の剥奪を含むドーピング防止規則違反の結果が課される。

10.6.4 出場停止期間中のエントリー手続き

出場停止期間中の競技者は、出場停止期間の終了後の競技会参加のためエントリーはできる。

10.7 順位の繰上げ

10.7.1 ドーピング防止規則違反の制裁によって、競技者の成績が失効した場合は、順位の繰上げが発生する。

10.7.2 ドーピング防止規則違反の制裁によって、優勝者である競技者の成績が失効した場合は、直近下位の成績の競技者が繰上げにより、優勝者となる。ただし、この場合、当該競技会で獲得する副賞についてはJ L P G Aと主催者の協議の上、決定するものとする。

10.7.3 前項にかかわらず、優勝者である競技者の成績が失効した場合で、かつ、直近下位の成績の競技者が複数いる場合、繰上により優勝者となる競技者は、当該複数人のうちから第10.8.3.1項に従い決定される。

10.7.3.1 3日間競技の場合には、最終日のスコアによって決定し、最終日のスコアが同一の場合には2日目のスコアによって決定し、2日目のスコアも同一の場合には最終日No.18からのカウントバックによって決定する。

4日間競技の場合には、最終日のスコアによって決定し、最終日のスコアが同一の場合には3日目のスコアによって決定し、3日目のスコアも同一の場合には2日目のスコアによって決定し、2日目のスコアも同一の場合には最終日No.18からのカウントバックによって決定する。

第11条 不服申立て

11.1 不服申立ての対象となる決定

本規則に基づいて下された決定については、本条の規定に従い不服申立てをすることができる。ただし、当該決定は、不服申立て審問機関が別の命令を下さない限り、不服申立て期間中においても引き続き効力を有するものとする。

11.2 ドーピング防止規則違反、結果及び暫定的出場停止に関する決定に対する不服申立て

ドーピング防止規則に違反したという決定、ドーピング防止規則違反の結果を課した決定、ドーピング防止規則に違反していなかったという決定、ドーピング防止規則違反の手続が手続上の理由（例えば、時効を含む）により進めることができないという決定、出場停止期間中の参加の禁止に対する違反に基づく決定、ドーピング防止規則に違反したという主張又はドーピング防止規則違反の結果に対して判断を下した決定、違反が疑われる分析報告又は非定型報告をドーピング防止規則違反として主張しないこととするドーピング・コントロール委員会による決定、及び暫定聴聞会の結果として又は第 7.6 項の規定に違反して暫定的出場停止を課した決定については、本第 11.2 項の規定に基づいてのみ日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる。

11.2.1 不服申立てをする権利を有する人

日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをする権利を有する当事者は、最低限、次の者を含むものとする。

(1) 不服申立てを行う決定の対象となった、競技者又はその他の人

(2) 当該決定が下された事件の他当事者

(3) JLPGA

本規則の他の規定にかかわらず、暫定的出場停止について不服申立てをすることができる人は、当該暫定的出場停止が課された、競技者又はその他の人に限られる。

11.3 日本スポーツ仲裁機構

本規則に関する日本スポーツ仲裁機構による仲裁については、日本スポーツ仲裁機構が定める日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争スポーツ仲裁規則による。

11.4 申立の期限

仲裁の申立ては、申立ての対象となっている決定がされた日から 14 日

以内に、日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。

第12条 TUEに関する報告

TUE委員会は、競技者にTUEを付与した場合には、その旨を直ちにJLPGAの理事会及びドーピング・コントロール委員会に報告する。

第13条 情報開示

ドーピング・コントロール委員会は、本規則に従って、検体が違反が疑われる分析報告を示した競技者又はドーピング防止規則に違反したとの主張を受けている人の身元について、第7.3項及び第7.4項に定める審査手続が完了する以前に情報開示又は公開報告をすることができる。第8条（規律手続）の規定に従った聴聞会においてドーピング防止規則違反が発生したと決定されたか、当該聴聞会に参加する権利が放棄された場合には、ドーピング・コントロール委員会は、当該ドーピング防止事件に関する処理について公開報告する。当該処理の内容には、関係する人の氏名及び当該決定の理由を含むものとする。

第14条 決定の承認

本規則に特に定める場合を除き、JADA及びJADAと同等の海外におけるドーピング防止機関によるドーピング防止規則に違反したという最終決定は、適用のある不服申立てをする権利に従うことを条件として、JLPGAにより承認され、尊重される。また、JLPGAが承認する海外の団体による最終決定は、適用のある不服申立てをする権利に従うことを条件として、JLPGAにより承認され、尊重される。ただし、制裁措置については、本規則第10条に基づき、JLPGAの理事会が決定する。

第15条 時効

本規則に定められているドーピング防止規則違反に関して、競技者又はその他の人にに対する、本規則に基づいた行為が当該違反発生の後8年間開始されなかった場合には、当該行為を行うことについて時効が完成する。

第16条 改正

- 16.1 ドーピング・コントロール委員会は、WADA規程の改正の実施を含む、本規則の発展及び改善を所管する責任を負うものとする。参加者及びJLPGAは、当該過程への参加を要請されるものとする。
- 16.2 本規則の改正は、適切な協議を経た後、JLPGAの理事会により承認される。JLPGAの理事会は、速やかにドーピング・

コントロール委員会に対して当該改正のすべてを通知する。

第17条 情報及び通知

17.1 情報

本規則に従って、何らかの組織又は人に対して、データや医学的情報を含む情報を提出する人はは、当該情報が当該組織又は人により、本規則の実施を目的として使用されることに同意しているとみなされる。

17.2 通知

- 17.2.1 本規則において言及されているすべての通知は、本第16.2項(通知)の規定に従う。
- 17.2.2 競技者は、ドーピング・コントロール委員会に通知送付先を提供し、送付先を変更する場合には、ドーピング・コントロール委員会に当該変更の詳細を提供する責任を負う。
- 17.2.3 ドーピング・コントロール委員会の競技者への通知は、競技者によってドーピング・コントロール委員会に提供された送付先に送付されなければならない。当該通知は、送付後3日経過後には受領されたものとみなされる。
- 17.2.4 その他の競技者又はその他の人への通知は、当該競技者又は人によって提供された送付先に送付することで実行される。当該通知は、送付後3日経過後には受領されたものとみなされる。
- 17.2.5 ドーピング・コントロール委員会は、書留郵送、ファクシミリ、電子メール、電話、その他の利用可能な伝達手段を使用することができます。

第18条 実施、有効性及び準拠法

18.1 実施

- 18.1.1 本規則は、2010年3月1日に効力を生じ、JLPGAは、第1.1項(JLPGAへの適用)の規定に従って、当該期日までに本規則を採択し組み入れるものとする。
- 18.1.2 本規則は、本規則が効力を生ずる前より係争中の事件に対し、過去に遡及適用されないものとする。

18.2 有効性

- 18.2.1 本規則又は本規則で言及されている手続からの逸脱は、いかなる所見、決定又は結果も無効にしないものとする。ただし、当該逸脱が当該所見、決定又は結果に対して重大な疑問を投げる

場合は、この限りではない。

- 18.2.2 本規則の条項が何らかの理由で無効、履行を強制できない又は違法とされた場合でも、本規則は、当該条項とは別に有効に存続するものとする。当該条項は、無効、履行を強制できない又は違法とされた範囲において削除されたとみなされる。
- 18.2.3 本規則の実施において、人により信義誠実によって実施されたすべての行為は、当該実行者である人の指名、資格又は権限に瑕疵があったと後に判明した場合であっても、当該人の指名、資格又は権限が適切に行われた又は付与されていた場合と同様に有効とする。

18.3 準拠法

本規則は日本国の法律に準拠するものとする。

定義

違反が疑われる分析報告 (Adverse Analytical Finding) とは、分析機関又は認定検査機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマークの存在（内因性物質の量的増大を含む。）が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

競技者 (Athlete) とは、J L P G Aの会員並びにJ L P G Aが主催、公認、後援する競技会及びその他J L P G Aの活動に参加する人をいう。

競技者支援要員 (Athlete Support Personnel) とは、スポーツ競技会に参加し、又はそのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行ない、又は支援を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、公式役職員、医師、医療従事者、親又はその他の人をいう。

企て (Attempt) とは、ドーピング防止規則違反に加担する可能性がある、又は結果として加担したこととなる行為の過程において実質的な段階を構成する行動に携わることをいう。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を犯そうとした当該企てのみを根拠としてドーピング防止規則違反があつたことにはならない。

非定型報告(Atypical Finding) とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、分析機関に関する国際基準又はこれに関連する技術に関する文書に規定された更なる調査を要求する旨の、分析機関又はその他の WADAに承認された団体からの報告をいう。

WADA 規程 (Code) とは、WADAが 2003 年 3 月 5 日に採択した世界ドーピング防止規程及びその後の改正をいう。

競技会 (Competition) とは、個人の競争、対戦競技、団体競技又は単独の競技をいう。

ドーピング防止規則違反の結果 (Consequences of Anti-Doping Rule Violations) とは、競技者又はその他の人がドーピング防止規則違反を犯した場合に、次に掲げるもののうちの一又は二以上の措置が講じられることをいう。

- (a) 失効 (Disqualification) とは、特定の競技会における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を

含む措置が課される。

- (b) 出場停止 (Ineligibility) とは、一定期間にわたって、競技者又はその他の人に対して、競技会若しくはその他の活動 (J L P G Aが開催するトレーニングキャンプ、エキシビション又は練習を含むが、これに限られない。)への参加が禁止されることをいう。
- (c) 暫定的出場停止 (Provisional Suspension) とは、聴聞会において最終的な判断が下されるまで、競技者又はその他の人の競技会への参加が暫定的に禁止されることをいう。

失効 (Disqualification) については、上記のドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

ドーピング・コントロール (Doping Control) とは、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、TUE、分析結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決までのすべての段階及び過程をいう。

競技会(時) (In-Competition) とは、競技者が参加する予定の競技会の 12 時間前に開始され、当該競技会及び競技会に関する検体採取過程の終了までの期間をいう。

出場停止 (Ineligibility) については、上記のドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

国際基準 (International Standard) とは、WADA規程を支援する目的でWADAによって採択された基準をいう。国際基準（他に採り得る基準、慣行又は手続とは対立するものとして）を遵守していると言うためには、国際基準に盛り込まれた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表された技術上の文書を含む。

規律パネル (Disciplinary Panel) とは、本規則に対する違反の主張に対して判断を下す、J L P G Aに任命された組織をいう。

日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency) とは、規律パネルの決定に対する不服申立てについて判断を下す組織をいう。

マーカー (Marker) とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的パラメータであって、禁
止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

代謝物 (Metabolite) とは、生体内変化の過程により生成された物質をいう。

未成年者 (Minor) とは、居住国の適用のある法に定められている、成年年齢に達していない自然人をいう。日本国においては、20歳未満の自然人をいう。

事前通告無し (No Advance Notice) とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、競技者に予告なしに実施され、かつ、検査の通告の時から検体の提出までの間、競技者に対して継続して付添人を付けることをいう。

過誤又は過失がないこと (No Fault or Negligence) とは、競技者が禁止物質若しくは禁止方法の使用又は投与を受けたことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知りえず推測もできなかつたであろう旨を当該競技者が証明していることをいう。

重大な過誤又は過失がないこと (No Significant Fault or Negligence) とは、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮した時に、ドーピング防止規則違反との関連において、競技者の過誤又は過失の度合いが重大なものではなかった旨を当該競技者が証明していることをいう。

競技会外 (Out-of-Competition) とは、競技会時におけるドーピング・コントロール以外のドーピング・コントロールをいう。

参加者 (Participant) とは、競技者又は競技者支援要員をいう。

人 (Person) とは、自然人、又は組織その他の団体をいう。

保有 (Possession) とは、実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう（これに該当するものは、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所若しくは資産に対して、人がが排他的に支配を及ぼしている場合に限られる。）。ただし、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人がが排他的に支配を及ぼしていない場合には、擬制保有には、当該人がが禁止物質又は禁止方法の存在を承知しており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があつたもののみが該当する。ただし、人がが、ドーピング防止規則違反を犯した旨の通知（種類は問わない。）を受ける前に、明確な表明という形により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該保有のみを根拠としてドー

ピング防止規則違反があつたことにはならない。これに対し、本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質又は禁止方法の購入（電磁的その他の方法を含む）は、当該購入者による保有を構成する。

禁止表（Prohibited List）とは、禁止物質及び禁止方法を特定したWADAの表をいう。

禁止方法（Prohibited Method）とは、禁止表に掲げられる方法をいう。

禁止物質（Prohibited Substance）とは、禁止表に掲げられる物質をいう。

暫定的出場停止（Provisional Suspension）については、上記のドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

情報開示（Publicly Disclose）又は公開報告（Publicly Report）とは、WADA規程第14条（守秘義務及び報告）に基づいて早期に通知を受けられる人の範囲を超えて一般社会又は一般の人に対して情報を広め又は配布することをいう。

検体（Sample/Specimen）とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

不当な改変（Tampering）とは、不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、不適切な形で介入すること、結果の変更、若しくは通常の手続を踏むことの回避を目的として妨害し、誤導し、若しくは詐欺的行為に携わること、又は不実の情報を提供することをいう。

検査（Testing）とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。

不正取引（Trafficking）とは、競技者、競技者支援要員又はその他の人が、第三者に対し、禁止物質又は禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送又は配達すること（物理的方法、電磁的方法その他方法を問わない。）をいう。ただし、純粹かつ合法的な治療の目的又はその他の正当化事由がある善良な医師による禁止物質を含む行為は本定義には含まれず、また、禁止物質が、純粹かつ合法的な治療の目的によるものではなかったことが全体として証明された場合を除き、競技会外の検査において禁止されていない禁止物質を含む行為は本定義には含まれない。

TUE (Therapeutic Use Exemption) とは、治療目的使用に係る除外措置をいう。

TUE 委員会 (TUE Committee) とは、ドーピング・コントロール委員会により設立された **TUE** 委員会をいう。

使用 (Use) とは、禁止物質を利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取すること又は禁止方法によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

WADA (The World Anti-Doping Agency) とは、世界ドーピング防止機構であり、1999年11月10日にローザンヌにてスイス民法典に基づき設立された財団をいう。